

ESCO TECHNOLOGIES INC.

ベンダー行動規範

2022年9月19日改訂

本「ベンダー行動規範」は、ESCO Technologies 社およびその子会社（以下「ESCO」と総称）のベンダー、サプライヤー、代表者、代理人、下請業者およびビジネスパートナー（以下「ベンダー」と総称）に要求される行動とビジネス慣行の最小限の基準を定めるものである。

ESCO ではベンダーが独立した事業体であることを認識している。しかしながら、1ベンダーの行動は、ESCO とそのビジネス上の評判に反映することがあり、場合によっては直接影響を及ぼすことさえある。従って、ESCO ではそのベンダーに対し、一般に認められている業務行動基準に従い、適用法の精神ならびに条項を反映するやり方でビジネスを行い、またベンダーの社員、エージェント、下請業者（以下「代理人」と総称）にも同様にしよう要求することを求めるものである。

本「ベンダー行動規範」はあくまで最小限の要件にすぎず、補足であって、ESCO とベンダーの間に交わされているいかなる契約の特定義務にも取って代わるものではない。ベンダーが本「ベンダー行動規範」およびESCO との特定の契約またはベンダーのその他の義務との間になんらかの矛盾があると確信する場合には、ベンダーは直ちに後述の「疑わしい行動または違反の疑いの報告」の項の記載に従ってESCO に通知する必要がある。

法律および規制遵守の実践

ベンダーは自らのビジネスに適用されるすべての法律および規制を順守しなければならない、その代表者にも同様にしよう要求しなければならない。

特に、また制限なく、ベンダーとその代表者は以下を行うこととする。

- 事業を行う国の汚職防止法を遵守する。これには米国海外汚職行為防止法および英国贈収賄法 2010 などがある。さらにビジネス機会の獲得または維持をする目的で国外であるか国内であるかを問わず、公務員に対し直接的または間接的な支払い、金銭その他価値を有すものを提供、またはその約束をしてはならない。
- ビジネスの機会を不正に獲得または維持する目的で、直接的なまたは間接的な支払い、提供またはその約束をしてはならない。
- 貿易管理法、反ボイコット法、およびESCO 製品に適用される輸出、再輸出、輸入のすべての要件を遵守すること。
- その地域での事業運営を規制する独占禁止法および公正競争法を遵守すること。
- 環境、健康、安全に関して適用される法規制を遵守すること。

- 業務記録の作成、保持、保管、廃棄にはすべての法的、契約上、および規制上の要件を完全に遵守すること。
- 規制当局の代表者や政府関係者との話し合いにおいては、実直、直接的かつ誠実であること。

ESCO の専有情報の保護

ベンダーおよびその代表者は、ESCO にサービスを提供する過程においてベンダーおよびその代表者に開示された、ESCO または第三者に属する情報を専有情報として扱うものとする。ESCO が書面で別途合意しない限り、ESCO のサービスを実行する際にベンダーおよびその代表者が開発または作成した情報は、ESCO に独占的に帰属するものとする。ベンダーおよびその代表者は、ESCO の事前の書面による同意なしに、上記の情報を第三者に開示または発表したり、ESCO にサービスを提供する以外の目的でかかる情報を使用したりしてはならない。具体的には、ESCO の事業に何らかの形で関連または係る、ベンダーおよびその代表者が所有または管理するあらゆる種類の有形資料（「ESCO 専有データ」）、または ESCO 専有データを組み込んだ、ベンダーおよびその代表者により作成、編集、または取得された有形資料は、ESCO の専有所有物であり、ESCO の要求に応じて直ちに返却されるものとする。ベンダーおよびその代表者は常に、著作権、商標、企業秘密などの ESCO の知的財産所有権を尊重するものとする。

ビジネス慣行

該当する法規要件の順守以外に、ベンダーはそのビジネス活動を誠実さをもって、最高度のビジネス行動基準に従って実施し、その代表者にも同様にするよう求めなければならない。ベンダーおよびその代表者は ESCO の「企業行動・倫理規範」に定められた具体的な行動基準を認識していなければならない。（

ベンダーは、自社の事業に適用されるこのようなすべての基準に従って事業を実施しなければならない。ESCO 従業員に同規範に違反する行為を誘発したり、誘発しようとしたりしてはならない。行動規範は、ESCO のウェブサイト www.escotechnologies.com にある投資家センターで入手可能なガバナンス文書である。

特に、また例外なしに、ベンダーおよびその代表者は、以下を行うべきものとする。

- ESCO の敷地内において、または ESCO を代表して行動している間は、常にプロとして行動する。
- ESCO 社員との折衝において、利益相反となることや、そのように見えるようなことは避ける。
- 公務員に名目上の価値以上の物を贈る、またはその約束をすることは行わない。
- 普通の業界ポリシーや現地の慣行を超えて、またはベンダーおよびその代表者ないしは ESCO のために不正なまたは不当なビジネス上の優位性を獲得する目的で、公務員またはその他の者に対し、贈り物を与えたり約束したり、または食事や接待を提供したりしない。

- 現金の贈与、または贈与の約束をしない。ESCO の従業員や代表者に対し、賄賂、見返り、その他のインセンティブの提供をしない。かかる申し入れの勧誘を受けたベンダーおよび代理人は、後述の「疑わしい行動または違反の疑いの報告」の項の記載に従って ESCO に報告しなければならない。
- 一般に公開されておらず投資家の株式の売買判断に影響を与える可能性のある ESCO に関する情報を保有している間は、ESCO の株式を売買しない。
- 著作権、商標、企業秘密など、ESCO の知的財産所有権を遵守し、尊重すること。
- 製品やサービスの請求をそれが適用される契約や発注書に基づき、誠実かつ正確に行う。
- ESCO の上級役員が書面により明示して許可した場合を除き、ESCO やその事業に関しメディアに対して発言したり、公けの場に投稿したりしない。

環境方針

ESCO の環境方針は、ESCO の環境コンプライアンスへの取り組みと環境負荷の削減を正式に定めたものである。ESCO は、電気使用量、燃料使用量、水使用量を削減する戦略を追求し、その進捗状況を測定することで、環境負荷の低減を目指している。ベンダーは、ESCO の環境方針およびかかるすべての原則に従い、適用されるすべての環境法規制に完全に準拠して事業を行わなければならない。ベンダーは、その代表者が同じことをするよう要求するものとする。ESCO の環境方針は、ESCO のウェブサイト www.escotechnologies.com の「企業市民」セクションに掲載されている。

雇用慣行

ESCO の人権政策は、職場における人権と機会均等に対する ESCO のコミットメントを正式なものとしている。ESCO は、国連の国際人権章典および国際労働機関の労働における基本的原則と権利に関する宣言に定められている人権を支持し、尊重している。ESCO はまた、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に明記されているように、人権を尊重し、人権侵害に加担しない責任を認識している。ESCO の人権政策と人身売買防止政策は人身売買と強制労働に関する ESCO の政策を述べている。

ベンダーは、ESCO の人権に関する方針、ESCO の人身売買防止に関する方針、およびこれらすべての原則に従い、世界各地の適用法および規制を完全に遵守して事業を行う必要がある。ベンダーは、その代表者にも同様のことを行うよう求めるものとする。ESCO の人権方針と人身売買防止方針は、ESCO のウェブサイト www.escotechnologies.com の企業市民活動セクションに掲載されている。

特に、また例外なしに、ベンダーおよびその代表者は、以下を行うべきものとする。

- 不法な差別行為なしに業務を進め、セクハラやその他嫌がらせのない職場を維持し、社員の身体的または口頭での虐待を禁止する。
- 安全で健康的な職場環境を提供し、すべての適用される安全と健康に関する法規および慣行を完全に順守する。
- 違法薬物の使用、所持、流通、販売を禁止する。
- 契約労働、債務労働、囚人労働など、不本意なまたは強制による労働力は使用しない。
- すべての適用される最小就業年齢に関する法律を順守し、いかなる場合にも児童労働は使用しない。
- 報酬、規定外労働時間、勤務時間、労働条件に関するすべての適用法を順守する。
- 従業員の結社の自由と団体交渉の権利（報復、脅迫、嫌がらせの恐れのない労働者評議会への参加、結成、不参加の権利など）を尊重する。

第三者の権利の不創出

この「ベンダー行動規範」は、第三者に何らの権利も与えるものでもありません。ベンダーまたは代理人には、ESCO に対する本「ベンダー行動規範」に基づくいかなる権利もなく、同規範の解釈および強制は、ESCO に単独の裁量権がある。

疑わしい行動または違反の疑いの報告

ベンダーおよび代理人は、本ベンダー行動規範に関して疑問や懸念がある場合、それを ESCO 側の主要連絡相手に、または主要取引関係のある ESCO 子会社の事業体倫理責任者に提起できます。疑わしい行為は、これを倫理担当者または、以下の ESCO 役員に報告する義務がある。

- 企業倫理担当官、宛先：副社長 Human Resources, ESCO Technologies Inc., 9900A Clayton Road, St. Louis, MO 63124
電話：(314) 213-7226;
メール：corporateethicsofficial@escotechnologies.com
- General Counsel, ESCO Technologies Inc., 9900A Clayton Road, St. Louis, MO 63124
電話：(314) 213-7217
メール：escollegal@escotechnologies.com

- Ombudsman, ESCO Technologies Inc., 9900A Clayton Road, St. Louis, MO 63124
電話 (米国のみ) : オンブズマンホットライン(800) 272-0872
メール : Ombudsman@escotechnologies.com

疑わしい行動は匿名で報告してもよい。質問をしたり、懸念を提起したり、不正行為の疑いを報告したりしても身元は合理的に可能な範囲において保護される。英語以外の言語で質問や報告書を提出する場合は、書面によること。

法令順守

ESCO は、本行動規範の遵守を確認するために、売り手を監査し、売り手の施設を検査することができる。ESCO は、この ESCO の方針またはその他の ESCO の方針と矛盾して行動するベンダーの従業員または代表者を直ちに解任するようベンダーに要求することができる。この行動規範に従わない場合、ESCO との今後の取引の検討対象から外され、既存の取引も打ち切られる可能性がある。

報復に対する処置

ESCO は誠意を持って質問をし、助言を求める、あるいは疑わしい行動や違反の可能性を報告した個人に対するあらゆる報復については、これを容認しない。